慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	パーペン、シュライヒャー内閣の雇用創出計画
Sub Title	The work creation program of the Papen and Schleicher Cabinet
Author	原, 信芳(Hara, Nobuyoshi)
Publisher	三田史学会
Publication year	2012
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.81, No.1/2 (2012. 3) ,p.169- 189
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20120300-0169

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

パーペン、シュライヒャー内閣の雇用創出計画

原　信芳

はじめに

小論はワイマール共和政末期に相次いで成立した三つの大統領内閣のうちパーペン、シュライヒャー政権が策定した雇用創出計画の業容、背景、意義について考察するものである。

雇用機会の創出を意味するArbeitsbeschaffung（雇用創出、労働振興）というドイツ語が公式の政治用語として使われるようになったのは、一九〇四年のプロイセン商業大臣の回状以来のことだといわれている。[1] その後、雇用創出計画はワイマール共和政の不況時にライヒ政府の政策ベースに登り、ナチス期に大規模に実施された。この経験を踏まえてボン・デモクラシーの社会的市場経済において、雇用創出政策は高度雇用水準の実現を目的とする労働市場政策（Arbeitsmarktpolitik）、雇用・景気政策（Beschäftigungs-und Konjunkturpolitik）へと発展する。[2] アメリカでいえばニューディール・フェアディール、ケインズ革命を経て、新古典派総合（neo-classical synthesis）へと向かう政策潮流がこれに相当するであろう。[3]

ライヒ（国）雇用創出政策の前史は、一九一九年一〇月二七日公布の失業扶助令改定第五条に定められた生産的失業扶助（Produkutive Erwelbslosenfürsorge、価値創造的失業扶助 Wertschaffende Erwelbslosenfürsorge ともいう）から始まる。[4] ただし、その内容は人的労働力を機械力に優先させる緊急事業と呼ばれる公共土木事業が主で、就業は公設の職業紹介所を通さなければならず、これらの工事に就業する失業労働者が受け取る賃銀は、

失業扶助額を超えない程度に抑えられた。[5]

したがって生産的（価値創造的）失業扶助は、失業者に対する事後的な生活給付にとどまらず、失業扶助と労働市場とを連関させる方向性を有してはいたが、「価値創造的失業扶助の目的は、経済に対する一般的梃入れや活性化ではなく、長期失業者に労働の機会を付与することです」（ブロイセン首相からブリューニング首相宛一九三一年六月一八日附書簡）という言葉が示唆するように、その本質は経済政策ではなく、失業という社会問題に対応する公共政策、すなわち社会政策であったといえよう。[6]

景気振興が期待されつつ、雇用創出手形を用いて中央銀行信用創造によって支持される雇用創出政策は、ワイマール共和政末期のブリューニング、パーペン、シュライヒャー大統領内閣に到って策興・策定される。研究史を通観すると、ブリューニング政権の雇用創出計画については厳しい評価で諸家の見解が一致している。それによればブリューニングは均衡財政に従って、失業保険料の値上げと失業手当の削減をおこない、支給期間を短縮した。他方彼は雇用創出計画に景気振興効果を認めず消極的であり、インフレーションにつながる国家信用の創造には否定的であったという。[7]

ブリューニング政府のデフレ政策と雇用創出に対する取り組みについては、別の機会にすでに論じたので小論では言及しないが、彼の内閣は均衡予算の枠内で、一億三五〇〇万ライヒスマルク（RM）という小規模な雇用創出計画を閣議決定したところで退陣した。[8] したがって、同内閣は雇用創出計画を横議立案し策定したが、実施はしていない。ワイマール・ドイツの雇用創出事業は、ブリューニング政府が決定したものを含めてパーペン内閣より始まる。一九三〇年七月に大統領命令によって創設されたドイツ公共事業会社（Deutsche Gesellschaft für Öffentliche Arbeiten AG）の融資額が、増加するのもこの政権からである。[9]

パーペン内閣の雇用創出計画は研究史上評価が割れている。彼は雇用創出計画がもつ政策上の意味を理解できていなかったし、パーペン計画は失業対策として反労働的で非効果的だったとする説がある。[10] しかし逆に財政金融政策による不況克服策の魁として、プログラムが経済政策史上に有する革新性に注目する見解も存在する。[11] その中間に計画の内容に景気政策、社会政策、農業政策、外交政策という多様な性質を見出す研究が位置する。[12]

パーペン失脚後に誕生したシュライヒャー内閣の雇用創出計画は、首相の在任期間が余りに短かったため研究者の関心は前二政権に比べれば低い。とはいえ私企業による雇用振興（“private Initiative”）、つまり間接的雇用創出政策を重視したパーペンに対して、シュライヒャーが農業移住や公共事業・公共発注など直接的な雇用創出措置により失業問題に即応しようとしたこと、管轄を異にする多種の雇用創出事業を一括所管する主務ライヒ委員を設置したことは、諸家の間で一定の評価を受けている。[13]

以下、諸史料に従いこれら先行する諸研究の妥当性を再検討して、ナチス政権が推進した雇用創出計画との関連を考えながら、研究史の上にいささかの私見を追加したい。なお今日のドイツでは雇用創出は能動的労働市場政策に、失業給付（Arbeitslosengeld, Arbeitslosenhilfe）は受動的労働市場政策に分類されるが、[14]両大戦間期にそのような概念はない。雇用を創るためにする諸事業の実施は、複数の政策領域に重層してくるし、完全雇用もまた多くの政策措置を動員して達成される。雇用創出措置、完全雇用政策は複合諸政策であり、このcomplexの中には租税や歳出プログラムなどの経済・財政政策（economic and fisical policy）、貨幣供給や利子率の変更などの金融政策（monetary measure）の他に、社会政策的措置も含まれると考えられる。[15]財政金融はマクロ、産業はミクロと考えれば、雇用創出は巨視的と微視的の交差点政策である。したがって完全雇用政策・雇用創出政策は、労働市場政策の一部であるがそれを越えている。

（I）パーペン計画

パーペン内閣の経済再建政策は農業移住、自発的労働奉仕、雇用創出、行政改革の四点に比重が置かれ、前三者は一体化して理解された。雇用創出事業に要する資金は、前内閣で見送られた割増金付公債（Prämienanleihe）によって調達され、その資金圧力を減少させるために賃銀の廉価な労働奉仕が利用されることが検討された。[16]農業移住はブリューニング政府のような「農業ボリシェヴィキ」[17]（前内閣の東部植民をユンカーはそのように非難した）という観点からおこなわれてはならず、秩序だった管理のもとで失業者を吸収するために実施される。ここでいう秩序だった管理とは、東エルベの農業経営者を援助する東部救済政策を妨げず、農業移住は労働省ではなく東部救済ライヒ委員の所管に符するという

意味である。[18] ブリューニング内閣から持ち越された東部救済と内地植民との整合性、および移住所轄をめぐるライヒ委員とライヒ労働省との職務権限競合は、パーペン内閣に至り親ユンカー的に決着した。

工業界は一年間に工業製品の輸出減退があらたに一〇〇万人の失業を生んだとして、雇用創出措置と資本形成促進を経済政策の最重点項目にするよう首相に要請した。[19] これが租税証券を用いた企業減税による景気振興策につながり、さらに労働・運輸・農林・内務のライヒ各省はそれぞれ政府調達による直接的雇用創出計画の検討にはいった。[20] グリーザー労働省官房長が残した覚書によれば、労働大臣シェーファー（Hugo Schäffer）がそれらの諸計画をまとめ、[21] 七月二一日の閣僚協議会で、ブリューニング内閣末期に決定した一億三五〇〇万RMに三億一八〇〇万RM追加し、総額四億五三〇〇万RMの雇用創出計画として発議した。

これに対して財務大臣クロズィク（Schwerin von Krosigk）は所得を移転させるだけの雇用創出ではなく、景気上昇に結びつくような失業対策を良しとした上で、利付長期債券となる財務省証券の発行による資金調達は受手に難があり、雇用創出費はライヒ財政予備費四億二

〇〇〇万RMのなかから一億RM、ライヒ鉄道の優先株売却で一億RM、合わせて二億RMが限度であるとした。これが七月二一日の閣僚協議会で容れられて以下の直接的雇用創出措置が策定された。①農業移住五〇〇〇万RM②灌漑土地改良五〇〇〇万RM③リューゲン島の堤防工事二〇〇〇万RM④船舶解体六〇〇〇万RM⑤ライヒ鉄道と道路建設の追加雇用二〇〇〇万RM。支出規模で財務省、直接雇用創出で労働省の主張が採用された結果である。[22] これに前内閣で決定された一億三五〇〇万RMを加えた雇用創出措置と、次に述べる租税証券政策を合わせてパーペン計画（Papen Programm）という。

大島氏は、クロズィクは「恐慌克服の基本的要因は経済活動自体のなかに上昇運動がおこることにあり、雇用創出政策はそのための補助手段に過ぎず、前者が欠如している場合は後者は無益ですらある」という見解だったと述べているが、[23] 彼は雇用創出を投資減税のような間接的な措置を軸に考えていたので、ただちに政府資金が必要となる公共事業による直接的雇用創出には消極的だった。しかし雇用創出政策それ自体に冷淡だったわけではない。

七月二八日の閣僚協議会でシェーファーが雇用創出事

業に対する歳出措置を要請したのに対して、クロズィクは一五カ月期限の商業手形で事業資金を調達するという代案を示した。[24] 財務大臣の反応について大島氏は「彼の意図は直接的雇用創出政策の実施を可能な限り遷延することにあったと思われる」と指摘する。[25] クロズィクは公共事業による直接的な失業者吸収に景気振興策としては疑問をもっていたのだが、可能な限り遅らせたかったというほど、彼の態度は雇用創出事業の着手に否定的だったと断じてよいものか、根拠が薄いと思われる。

さらに氏は「この時期には、雇用創出政策は積極的展開を見るに到らず、また政権の側にもそのための主体的条件は欠如していた」という。[26] 論旨から主体的条件の欠如は、計画に付随する事業資金調達の困難をさすと思われるが、そうであれば、それにもかかわらず政府は経費捻出のためにこのように知恵を絞り、雇用創出に取り組む姿勢を示したとみることもできよう。

九月の大統領命令公布に先立ち、八月二六日の閣僚協議会で政府の雇用創出計画が決定された。ここで、新規の雇入れをおこなった企業には、雇用一人当たりにつき四〇〇RMの有価証券をライヒによって支給するという提案が、ヴァルムボルト経済相（Hermann Warmbold）によってなされた。この支給額が賃銀の三分の一とみなされたことは、これが協定賃銀率の切下げという工業界の要請に沿ったものであることを示唆する。

ヴァルムボルト案は一年間で一八億から二〇億RMの企業減税をおこない、上述の雇用主はこの減税分を債務証券の交付という形で受け取り、同時に協定賃銀は流動化され、新規に労働者を雇用した経営者はこの証券を中長期の資金調達手段として用いることができ、政府は債務証券交付の財源として強制公債を発行する、というものであった。シェーファー労相は強制公債の発行と抱き合わせで協定賃銀の流動化に賛成したが、クロズィク財務相は景気の刺激に逆行するとして強制公債に反対した。閣議はいったん中断して夕刻に再開されることとなり、その間に諸閣僚は経済相案の検討にかかった。[27]

同日夕方に再開された閣僚協議会では、雇用創出費用の調達方法についてクロズィクとライヒスバンク（中央銀行）総裁ルター（Hans Luther）が強制公債、債務証券に反対し、ルターは代わりに租税証券（Steueranrechnungsschein、Steuergutschein）を提案した。首相は強制公債案にこだわったが、財務大臣のみならず労働大臣が租税証券に賛成するに及んで、内閣の大勢は定まり経

済大臣もこれに同意した。[28] こうして、租税証券の交付と、一年の期限付ではあるが賃銀協定の棚上げが決まった。

租税証券とは一九三二年一〇月一日から三三年九月三〇日までに売上税、営業税、固定資産税、運送税を納めた業者に交付される有価証券であり、発行額は売上税では納入額の半分、営業税では納入額の五分ノ二、固定資産税では納入額の四分ノ一、運送税では納入額の全額、計一四億七〇〇〇万RMの発行が見込まれた。また三二年一〇月一日から三三年九月三〇日までに、その一年前（三一年一〇月一日から三二年九月三〇日まで）よりも多くの労働者を雇い入れた企業には、新規被用者一人につき四〇〇RMの租税証券が交付される。この総額は七億RMに達する予定であった。

租税証券は額面の五分ノ一づつ、一九三四年四月一日以降三九年三月三一日まで、毎年所得税を除く全ての納税に充当させることができるとともに、四％の利子が生じる。仮に一万RMの租税証券を交付された業者は、当該期間に年二〇〇〇RMの減税を受け、さらにこの租税証券が初年度には四〇〇RMの利子を生むことになる。[29]

租税証券は証券優遇税制でも設備投資減税でもないが、五年間の雇用奨励付企業減税であるから、そのあいだに間接的に投資が刺激され、新たな雇用が生まれることが期待された。これに対し経済相案の強制公債は債務証券交付、協定賃銀削減と相接して企業家にも負担を求めるものであった。パーペンはこの強制公債の放棄によって、政府の雇用創出政策が企業家にだけ負担減となり「社会的衡平」（“der Soziale Ausgleich”）を欠くことを懸念したが、他に衡平措置が必要となるという見解を付言して閣僚協議会の結論に従った。[30]

同証券はライヒスバンク再割引適格手形ではなかったから、のちに登場する雇用創出手形やメフォー手形とは異なるが、四分利付の有価証券であり短・長期の金融市場（貨幣・資本市場）で資金調達するための担保適格であったから、中央銀行によって支持されていないとはいえ、ライヒによる信用拡張の端緒であった。さらに新規雇用に際して協定賃銀を下回ることが、閣僚協議会後に大統領緊急命令で認められる（後述）。租税証券は企業の利潤を考えた政策であるといってよい。しかし、だからといって一方的に反労働的ともいえない。

なぜならば、雇用プレミアム付で資本調達に利用でき、将来の減税ともなる租税証券は、優良な譲渡性証拠証券として資本形成を促進するとともに、労働力需要の拡大

をもたらし得る財政金融措置だったからである。それは税体系の基本を変更するものではなかったが、雇用創出という特定の政策目的に絞って実施されるため、今日でいう政策減税に相当する。その効果は一九三二年には現れなかったけれども、租税証券は間接的雇用創出措置であるから、もともと即効的な雇用増加は期待できない。

八月二六日の閣僚協議会に関して大島氏は「彼らの政策論は所謂経済的自由主義において一致していたといってよいだろう。経済恢復の契機は、雇用創出という人為的な政策の実施ではなく、費用と負担の低下による生産の拡大に求められ、これを起動させるための政策として減税と雇用増加奨励策がとられたのである」[31]という。経済的自由主義が古典的自由経済を意味するならば氏の言は当たらない。

パーペン内閣は不況脱出と雇用増大のために市場に干渉しようとした。問題はその程度である。貨幣数量説が経済学の正統とされた時代に、ドイツに比べれば政治的経済的条件がまだ恵まれていた英米の指導的政治家さえ、未だ躊躇しているような大幅な介入政策を、彼らに期待するとしたらそれは酷である。財政的手段をもってする流動性の供給が、強い制約を受けている状況のもとで、経済回復の契機を私企業の費用と負担の低下による生産の拡大に求め、これを起動させるために減税と雇用増加奨励をおこなったからこそ、私はこの内閣は（間接的）雇用創出計画の実現に熱意をもっていたと評価してよいと考える。

（Ⅱ） 租税証券の発行

この日の閣僚協議会を受けて九月四日と五日に大統領緊急命令が公布された。経済再建ノタメノ大統領命令と雇用機会ノ増加ト維持ノタメノ命令がそれであり、前者において租税証券政策が発令され、後者において雇用機会の増加に貢献した雇用主には、労働協約の変更なしに協定賃銀の引下げが認められた。すなわち一九三二年八月一五日現在または同年六―八月平均の被用者に比較してより多くの労働者を雇用した企業は、同年九月一五日以降雇用機会提供増加分五％・一〇％・一五％・二〇％・五〇％に対して、それぞれ一〇％・二〇％・三〇％・四〇％・五〇％まで賃銀を階梯的に引き下げることができるようになった。また労働大臣は同令を実施するためのライヒ省令を発令する権限を認められた。[33]

五日の命令が公布された日、首相、財務相、経済相、

表（1）1932年の失業給付状況

（1000人）

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
失業率(%)	43.6	44.1	44.6	43.9	43.3	43.1	43.9	44.0	43.6	42.9	43.2	45.1
失業者	6041	6128	6034	5739	5583	5476	5392	5224	5103	5109	5355	5773
失業保険受給者	1885	1852	1579	1232	1076	940	757	697	618	582	638	792
緊急給付受給者	1596	1674	1744	1675	1582	1544	1354	1293	1231	1139	1131	1281
福祉的扶助受給者	1713	1833	1944	2019	2091	2164	2229	2030	2047	2204	2311	2407

失業率は労働組合員失業率

（出典）Der Arbeitsmarkt im Deutschen Reich, in: *Reichsarbeitsblatt* Teil I Statistisches Beilage 1932 Nr. 4, 1933 Nr. 4.

労相と、ドイツ地方自治体協議会議長（Der Präsident des deutschen Landgemeindetages）ゲーレケ（Günter Gereke）の会談がおこなわれた。席上、ゲーレケは租税証券にかわって中央銀行信用創造により資金を調達して、（直接的）雇用創出のための公共事業をおこすことを提案した。彼はこの計画にはナチス党も労働組合も賛成するであろうという見解を述べたが、諸大臣とも不同意であった[34]。しかし失業保険を受給満了して再就業できない失業者は緊急給付を受け、さらに緊急給付を受給満了しても再就業できない失業者は福祉的扶助受給者となったために、彼のいうように、地方自治体が負担する福祉的失業給付の受給者は、長引く不況のなかで増加の一途をたどり（表1）市町村財政を圧迫し、政府もゲーレケの提言を無視することはできなかった。

彼の建策を部分的に取り入れて一一月はじめ、閣僚協議会において総額六億ＲＭの地域的雇用創出措置が策定された。クロズィク財務相によれば、その財源については①租税証券を処分して二億ＲＭ、②ライヒスバンクによる手形金融で二億ＲＭ、③市町村によって二億ＲＭが調達される。そしてこの事業には、地方自治体に配慮して、福祉的失業扶助受給者四〇万人が雇用される計画であった[35]。②の調達方式が公共事業会社などを手形引受機

関とする事前金融（Vorfinanzierung 立替金融）であって、ナチス政権により雇用創出のみならず再軍備にも利用される。[36]

労働大臣は一一月になっても雇用創出効果が上がっていないとみていたが、ゲーレケの主張する中央銀行与信による政府調達案は、一一月一八日、二五日の閣僚協議会で、現行金融システムの根本的変化を意味することを理由に、主にライヒスバンクの反対によって退けられた。[37]景気振興のための資金調達は依然として困難と考えられていたので、政府は雇用創出政策の再構築をはかろうとするが、[38]内閣に残された時間はもうなかった。パーペン計画のうちブリューニング内閣策定分はヒトラー政権の一九三三―三四年に第一次ラインハルト計画の一部として、それ以外の事業もこの期間にライヒ公共事業としてほぼ原案通り実施された。[39]また表（2）に示したように租税証券も三三―三四年で予定額の一四億七〇〇〇万RMを発行し了えた。

パーペン計画に示された新経済政策についてグロートコップ、クロール、ヴォルフゾーンがこれを、ケインズが提唱したマクロ経済学に基づく裁量主義的拡張財政の魁とみなすのに対して、栗原氏はそれらの評価を「経済[40]

表（2）租税証券の発行高

（100万ライヒスマルク　各月末高）

年／月	1932年	1933	1934	1935
1月		325.7	1276.5	1472.4
2		391.1	1326.3	1473.4
3		471.9	1362.5	1474.7
4		549.7	1395.1	1475.3
5		644.4	1417.8	1475.8
6		726.6	1432.3	1476.0
7		817.8	1448.8	1476.4
8		911.6	1455.2	
9		987.8	1460.2	
10	2.9	1072.7	1464.4	
11	42.8	1142.1	1467.9	
12	263.2	1215.2	1471.1	

Helmut Marcon, *Arbeitsbeschaffungspolitik der Regierungen Papen und Schleicher*, Frankfurt/M. 1974, S. 434.

理論に名を借りて、その高度に反動的な性格を隠蔽しようとするものに他ならないであろう」として退ける。[41] しかし賃銀設定には労働生産性を限界とする上方硬直性が働くから、デフレーションのもとで、企業が流動性支配権を手放そうとせず、物価は低下しつつあるという状況下に、予定された協約賃銀を維持するとしたら、そのほうがむしろ不合理である。

企業が産生する付加価値額の小さからざる部分は人件費であるから、不況時に相対的に高い協約賃銀を維持することは、その賃銀に対応するだけの労働生産性を発揮できない労働者の失業を誘発し、その賃銀に見合うだけの生産性を発揮できない失業者の再就業を困難にする。つまり生産、雇用、貿易、物価、家賃が逓減し信用が収縮する世界恐慌下（マクロ経済の持続的な縮小）に、相対的に高位にある協約賃銀を維持することは、失業者や時短労働者をバッファーとした雇用の保護に他ならず、必ずしも労働界全体の利益にはつながらない。

私はパーペンがワイマール共和政の議会政治や経済民主主義に敵対したことを否定しないが、栗原氏は彼の反民主的政治姿勢を批判する余り、パーペン計画が経済政策としての理論的妥当性をもっていたことに理解を欠く。

したがってまた山口定氏のように、パーペンの新経済政策を、労働者を犠牲とした露骨な景気振興策である、と切り捨てるのも一面的に過ぎるであろう。[42] 福祉・失業・年金・健康・住宅補助などドイツの社会移転支出（再分配支出）は当時としては過大で、一九三〇年に国内総生産比四・八％を占めたが、これは北欧諸国の一・五倍、英国の二倍である。[43]

さらに加藤栄一氏は「パーペン政策（租税証券政策―筆者註）もブリューニング政策と同様に資本主義の自動回復力に全面的に依拠していた」ために、「金融資本的蓄積の硬直性という障壁にぶつかって挫折する運命」にあったと評する。[44] 氏の摘記は「金融資本」をもって恐慌の基原とする宇野派の原理論に立脚していると思われる。しかし一九三二年一〇月から発行が始まった租税証券が、集中して発行されるのは一九三三年になってからである（表2）。政策効果の測定にはいま少し慎重で緻密な分析がなされる必要があり、挫折する運命云々と決め付けるのは、原理論の法則性を先験的に適用するものではあるまいか。ドイツの民間企業は獲得した資金を投資して収益をあげて、債務の増加を防がなくてはならない。ゆえに逃げ足の速い投資形態が好ましく、租税の雇用プレミ

アム付証券化は、企業にとって悪い話ではない。

租税証券はブリューニング政府においては未だ構想に登らなかった、企業活動の振興を労働力需要の増大に結びつける政策減税であった。ライヒ政府の失業対策は、ここにきて現実的選択肢を倍加させた。ケインズ理論に先立って総需要管理という革新的発想が計画策定者の識閾にあったとする学説は、史料的に立証されていないが、資金調達の方法と規模に少なからざる制約が課せられた状況下で、パーペン計画が雇用創出のために、実施可能な政策技術を用いて造整されたことは評価されてよいであろう。

パーペン政策（租税証券）について「資本主義の自動回復力に全面的に依拠していた」とは考えにくく、パーペン計画はなお小規模で、また理論的根拠をもっておこなわれたわけではないけれども、経験的には、今日でいう公的固定資本形成と民間純資本形成を同時的に促進させるという機能を有したといえよう。規模の点で不充分であるが、このポリシー・ミックスは不況と失業に対応する経済政策として間違っていないと思う。

（Ⅲ）緊急計画

シュライヒャーは組閣直後の一二月三日、ゲーレケを新設されたライヒ雇用創出委員（Reichskommissar für Arbeitsbeschaffung）に任命した。彼は諸閣僚の牽制を受けつつもしだいに政府の雇用創出政策をリードしていく。雇用創出委員業務報告書によれば、雇用創出のためのライヒ政府委員会（雇用創出委員会）には、内閣から首相と労働・財務・経済各大臣が参加し、委員会で議論された問題は各省で検討されたうえで閣議にかけられ、雇用創出委員は閣議に出席することになった。雇用創出関連事業貸付申請のうちライヒ、ラント、ライヒ鉄道に係わるものは同委員が所管し、その他の申請は第一義的にはライヒ職業紹介失業保険庁（Reichsanstalt für Arbeitsvermittlung und Arbeitslosenversicherung）総裁、ラント労働局（Landesarbeitsamt）長官の管轄となるが、このあと雇用創出委員がもう一度検討する。公共事業会社とドイツレンテン銀行・クレジットアンシュタルト（Deutsche Rentenbank-Kreditanstalt 以下ＲＢＫ）は雇用創出貸付の分配を決定するが、同委員はこれに異議を申し立てることができた。[45]

閣議でシュライヒャーの支持を受けることにより、雇用創出政策分野でゲーレケの有する権限はかなり大きかった。しかしゲーレケの主張する公共事業による雇用創出には、インフレを懸念するライヒスバンク総裁ルターやライヒ価格監理委員（Reichskommissar für Preisüberwachung）ゲルデラー（Carl Goerdeler）の反対も強く、[46] 雇用創出委員会とは別に首相、財経労相などから構成される雇用創出閣僚委員会が設置された。この委員会は雇用創出委員の代理としてシュライヒャーが委員長を務めるが、ゲーレケは加わっていない。[47] 政策の立案と決定における雇用創出ライヒ委員の立場は、首相の支持を前提にしていたといえよう。

同日、地方向け雇用創出を鶴首するドイツ都市協議会議長（Der Präsident der Deutschen Städtetages）ムーレルト（Oskar Mureltt）は、首相に対して地方自治体の失業給付財政の窮状を訴え、地域的雇用創出措置を実施すること、失業救済事業を組織的財政的に一体化して地方自治体がライヒ委託業務として救済事業を実施すること、地方自治体の財政分担は多くとも年四億五〇〇〇万RMとすること、自治体債務の短期借換えをおこなうことなどを要請した。[48]

表（1）からわかるように、この当時失業給付事業の中で、地方自治体がおこなう福祉的扶助の受給者が急増しており、ゲーレケ、ムーレルトの指摘は自治体の声を代表していた。のみならず翌年一月二一日には、労働組合総同盟と職員組合総同盟の代表者もライヒ大統領と会談し、二五〇万人の失業者の生活が、財政基盤の弱い地方自治体の福祉局に委ねられている現状を憂慮し、地方公共事業による雇用創出計画の実施を要請した。[49]

一九三二年一二月一五日、シュライヒャーはラジオ演説で「我らに仕事を」という国民の声に「私は大統領にライヒ雇用創出委員の任命を提案した。その任務はあらゆる雇用機会を探ること、大規模な雇用創出計画を策定すること、計画の遂行を監督することである。そのことによって委員は官僚的あるいは、その他の障害に対してシェパードの役割を引き受けなければならない」と答えた。また首相は「農業移住は雇用創出問題に関連するので、出来るだけ早急になるべく多くの移住が、必要であるという点で政府は一致している」と述べ、さらに失業者を東プロイセン、グレンツマルク、ポメルン、メクレンブルクへの農業移住によって吸収する計画が政権によって立案され、それは一九三三年には財政資金で五〇〇

○万RM、事前金融で五〇〇〇万RMの資金をもっておこなわれること、また移住面積は四地方それぞれ八〇万モルゲン（M）、一〇万M、二八万M、一二万Mになる、と具体性をもった雇用創出計画を国民に公約した。[50]

シュライヒャー内閣の雇用創出政策は、この首相演説に従って策定された。まず雇用創出委員会が立てた緊急計画（Sofort Programm）であるが、その要点は①総額五億RMの公共事業を実施する、②資金調達は年利四％償還期限二〇年のライヒスバンク再割引適格手形による事前金融方式をとる、③公共事業の発注者はライヒとラントと地方自治体で、受注企業は工費をこの手形で受け取る、④手形引受機関は公共事業会社とRBKとし同手形は第一級の債権担保貸付適格証券（lombardfähige Papiere）となるというものであった。これが雇用創出手形である。[51]

これらの措置は一九三三年一月六日と二八日のライヒ命令によって公布された。それによれば雇用創出事業の事業者はライヒ、ラント、市町村・市町村連合とライヒ鉄道、ライヒ郵便など公営企業であり事前金融機関は公共事業会社とRBKをもって当て、財政による最終金融までの貸付期間は二五年、労働力の調達は職業紹介失業保険庁の地域支所である労働局の就業斡旋による。[52]事業の資金総額は五億RM、全額雇用創出手形を用いた事前金融で調達され手形の有効期限は五年間とされた。[53]

また一九三二年一二月三一日、シュライヒャーは農業移住のためのライヒ政府委員会において農業移住（内地埴民）と東部救済をとりあげ、救済資金にもとづく農業移住を妨げているのはプロイセンの農業抵当銀行（Landwirtschaftliche Hypothekenbank）であるという認識を示した。首相は失業対策の一環として農業移住を推進すること、並びに移住者へ資金提供をおこなうことで閣僚の諒承は得られたが、立案の具体策となると諸閣僚とも提案を躊躇した。ユンカーの牙城であるライヒ農村同盟（Reichslandbund）の激しい反発を受けることが予想されたからである。移住問題で政府が積極的な指導力を発揮すべきである、と明言したのはゲーレケだけであった。[54]

抵当力のない土地に農業抵当銀行から貸出しがおこなわれていることの不合理、移住者選定の基準と支援の方法という首相があげた問題設定は的を射ていた。しかしそれゆえ解決には「政治的困難」（ヴァルムボルト経済相）をともなったのである。ライヒによる強制競売（差

押え）はブリューニングが為そうとしてできなかった「道」である（クロズィク財務相）から、そのような「直接的な道」をとることは不可能であろう（ポーピッツJohannes Popitz無任所相）。ミュラー内閣時から農業移住を含め東部救済をめぐる論争の根は深いのであるが、それが大量失業という社会状況を背景に先鋭な形で顕れブリューニング、シュライヒャー両首相失脚の要因のひとつになる。しかもヒンデンブルク大統領は、東エルベの地主たちの影響を受けやすいノイデックの人であった。

歳があらたまると、東エルベの大土地所有者層からの農業移住に対する懸念表明と、さらなる農業保護措置を求める政府への陳情が激しくなる。[55] 一九三三年一月二四日の雇用創出委員会で住宅修繕にパーペン計画から五〇〇〇万RMを、都市近郊移住に緊急計画資金から四〇〇〇RMを各々充当させることが決まったが、[56] これがシュライヒャー内閣最後の雇用創出委員会となった。シュライヒャー退陣後、ゲーレケはヒトラー新政府に疎まれ三月に失脚し、雇用創出委員会も六月に解散した。[57]

シュライヒャー政権の雇用創出政策は農村同盟の抵抗を排して農業移住を推進しようとしたこと、直接的雇用創出計画を進捗させたこと、財源として雇用創出手形という裏付けをもったことに特徴がみられる。反面、間接的雇用創出計画には得るところがなかったが、二カ月の短命内閣では至しかたないであろう。ブリューニング政権以来徐々に整済されてきた、手形金融を用いたライヒによる長期貸付という資金調達方法の完整によって、政府は雇用創出のための公共事業・公共発注を拡張していく具体的蓋然性を漸く手に入れた。緊急計画はこののちナチス政権によって一九三三―三四年にほぼ計画通り実施され、事前金融方式による雇用創出事業は第三帝国において、より大規模に展開されることになる。[58]

むすび

パーペン内閣は反労働的で反自由民主主義的という意味で反ワイマール的な政権であったが、ブリューニング内閣末期に策定された直接的雇用創出計画を発展的に受け継いだ他に、企業減税を起序として投資を振興させ、雇用増加につなげる間接的雇用創出計画の実施に踏み込んだことは評価されてよい。これでライヒは、政府調達による直接的（公的固定資本形成）と企業活動振興による間接的（民間純資本形成）の、二種類の雇用創出政策

を備えた。政治的には反動的と目される政権が、合理的な経済政策を策定し実施することもあり得る。

シュライヒャー内閣は公共事業や農業移住による直接的な雇用創出に意欲を示すとともに、事前金融という資金調達方法もこの内閣で最終的な形を整えた。しかし政策実現のためにこの政権に与えられた時間は、パーペン政権よりも一層少なかった。ブリューニングが「時間との競争」[59]を制して、政府がローザンヌ会議のあとまで継続していたら、そして会議で賠償問題が解決され軍備平等権が獲得されていたら、彼は雇用創出計画を実施することができたかもしれない。[60]

これに対してパーペン、シュライヒャー政権期には、賠償問題は帳消しに近い形で決着していた。与件として与えられた情況は、ブリューニング政権時ほど厳しくはなかった。しかし政府がそれを、ただちに国家財政の出動による不況対策につなげることを期待することは難しい。

パーペン、シュライヒャー内閣の雇用創出計画は、ブリューニング内閣が着手した小規模な雇用創出政策から、ナチス政府が実施した、国家信用の創造によって資金調達された大胆な雇用創出政策への過渡期にあった。そして両内閣ともその雇用創出効果が、クリオの天秤に載せられる以前に総辞職しているのであるから、効果という観点でこれら大統領内閣の雇用創出事業を評定することは、歴史学がおこなう適切な評価方法ではない。国際環境が変化しているとはいえ、ブリューニング政府と同様にパーペン、シュライヒャー政府に対しても赤字国債の発行、ゼロ金利、中央銀行当座預金の残高引上げ、平価の切下げなどを期待することは困難である。時間と競争したのはブリューニングだけではない、彼らにはヒトラーに与えられた強権も時間も与えられなかった。

事業内容からみてパーペン、シュライヒャー内閣において作処された雇用創出計画は、ヒトラー内閣に引き継がれた。また雇用創出資金の調達のために、ナチス政権下で大規模に展開された事前金融方式もこの時期に整済された。[61] 世界恐慌期ドイツの雇用創出政策は、大島氏が指摘する一九三三年三月―五月に成立した[62]というよりも、ワイマール共和国大統領内閣期に成立したとみなした方が適切であろう。ナチズムという新しい環境のもとで、計画の筐体は変わったが、業体の基本は変わらなかった。

（小稿は平成一八―二一年度科学研究費補助金基盤研究

（C）一般　課題番号 18520576 による研究成果の一部であり、ドイツ資本主義研究会二〇一一年度一二月例会報告「ワイマール共和国大統領内閣期の雇用創出計画」を構成する一部である）

註

（1）大島通義「雇用創出政策の成立」慶應大学『三田学会雑誌』第六七巻二・三号　一九七四年、一五頁。

（2）Willi Albers (Hrsg), *Handwörterbuch der Wirtschaftswissenschaft* Bd. 1 (1. Aufl.), Stuttgart 1976, S. 279-291, S. 499-513. Heinz Lampert, Jörg Althammer, *Lehrbuch der Sozialpolitik* (8. Aufl.), Berlin, Heidelberg 2007, S. 244-250.

労働市場政策とは労働市場に対する政府の介入を摘要していう用語であるが、現在ドイツでは労働市場政策は労働市場衡平政策（Arbeitsmarktausgleichpolitik）、労働市場調節政策（Arbeitsmarktordnungspolitik）、完全雇用政策（Vollbeschäftigungspolitik）の三領域を含む。それぞれ労働市場の不均衡を是正すること、雇用条件を調節すること、高度雇用水準を実現し維持することを政策課題とする（*Lehrbuch der Sozialpolitik*, S. 211-212.）。

（3）サムエルソン、都留重人訳『経済学（上）』（原書一三版）岩波書店　一九九二年、四三―四八頁（第三章第二節「政府の経済的役割」）。

この過程はマルクス経済学では以下のように説明される。労働振興策も一種の失業対策であるが、たんに失業者を保護するという面をもつだけでなく、同時に景気回復策としての側面をもっている。大規模な公共事業計画は一方ではブリューニングやパーペンの景気政策が失敗したこと、他方では失業救済制度が破綻したことから要請された。労働振興政策はこの二系列の政策を自己のうちに統一したものである。「純粋な失業救済制度」は失業に対する事後処理という点で社会政策の一環であり、第一次世界大戦前の「古典的」時期の「帝国主義的政策体系」から「国家独占資本主義的政策」への過渡的政策であったのに対して、労働振興政策はたんなる社会政策を超えるものであって、「国家独占資本主義的政策体系」の核心をなすフィスカル・ポリシーの本格的展開を告げるものだった（加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』東京大学出版会　一九九〇年、四五四頁）。

私は「帝国主義的政策体系」あるいは「国家独占資本主義的政策体系」という概念装置で、研究対象を考察したことはない。しかし第二次世界大戦後に、先進国で一般化する雇用創出政策・完全雇用政策が社会政策と景気政策のふたつの出自をもつ、という加藤氏の見解はその通りであると思う。

（4）Verordnung betreffend Abänderung Reichsverordnung über Erwerbslosenfürsorge vom 23. 4. 1919. Vom 27. 10. 1919, in: *Reichsgesetzblatt* (zit. *RGBl*) Jg. 1919, S. 1828.

こののち、一九二七年七月一六日に公布された職業紹介失業保険法第二四三条により生産的失業扶助事業はラ

イと職業紹介失業保険庁の所管となった（Gesetz über Arbeitsvermittlung und Arbeitslosenversicherung. Vom 16. 7. 1927, in: *RGBl* Jg. 1927 Teil I, S. 216.）。

（5） Produktive Erwelbslosenfürsoge Bd. 1-2 (1919-1920), in: Bundesarchiv (zit. BA) Berlin-Lichterfelde, R3901/33264.

（6） Michael Wolffsohn, *Industrie und Handwerk im Konflikt mit staatlicer Wirtschaftspolitik?*, Berlin 1977, S. 52.

（7） Wilhelm Grotkopp, *Die Grosse Krise*, Düssldorf 1954. S. 74-76. Gerhard Kroll, *Von der Weltwirtschaftskrise zur Staatskonjunktur*, Berlin 1958, S. 365-374. 要原優「ブリューニングの経済政策」『歴史学研究』二九四号　一九六四年、二三―二四頁。同『ナチズム体制の成立』〝ネルヴァ書房　新装一九九七年、三八六―三八七頁。

（8） 原信芳「両大戦間期デフレ政策の評価をめぐって」滝田毅編『転換期のヨーロッパと日本』南窓社　一九九七年。同「ブリューニング内閣の雇用創出計画」社会経済史学会第八〇回全国大会自由論題報告　二〇〇一年五月四日、立教大学。

（9） 公共事業会社の融資事業額は一九三〇年度（三〇年八月―三一年三月）五〇二六万RM、三一年度七一六六万RMに対して三二年度には四億三七一〇万RMと急増した（大島　前掲論文、一六頁）。

（10） 大島　前掲論文、三一―三五頁。要原　前掲書、四五〇―四五三頁。

（11） Grotkopp, *a.a.O.*, S. 112-115. Kroll, *a.a.O.*, S. 409- 417. Wolffsohn, *a.a.O.*, S. 91-97.

（12） Helmut Marcon, *Arbeitsbeschaffungspolitik der Regierungen Papen und Schleicher*, Frankfurt/M. 1974, S. 103, S. 154-155.

（13） Grotkopp, *a.a.O.*, S. 87. Kroll, *a.a.O.*, S. 418-420. Wolffsohn, *a.a.O.*, S. 98-103. Marcon, *a.a.O.*, S. 231-237.　大島　前掲論文、三六―三九頁。

（14） Bernhard Schäfers, Wolfgang Zapf (Hrsg.), *Handwörterbuch zur Gesellschaft Deutschlands* (2. Aufl.), Opladen 2001, S. 32-35.

（15） *Handwörterbuch der Wirtschaftswissenschaft* Bd 1, S. 499-513. *Lehrbuch der Sozialpolitik*, S. 244-250.

（16） Ministerbesprechung vom 18. 6. 1932, in: *Akten der Reichskanzlei Weimarer Republik. Das Kabinett von Papen* Bd. 1, S. 105-107.

（17） 木谷勤「ブリューニングの内地植民政策とその失脚（一）」『史学雑誌』第七五編一二号　一九六六年、一〇頁。同「ブリューニングの内地植民政策とその失脚（二）」同誌第七六編一号　一九六七年、五八頁。

（18） Der Reichskanzler an den Reichsminister für Ernärung und Landwirtschaft, Lausanne 19. 6. 1932, in: *Das Kabinett von Papen* Bd. 1, S. 108-109.

（19） Der Deutsche Industrie-und Handelstag an den Reichskanzler, 15. 7. 1932, in: *Das Kabinett von Papen* Bd. 1 S. 225.

（20） Der Reichskanzler an den Reichsminister für Ernähr-

ung und Landwirtschaft, Lausanne 19. 6. 1932, in: *Das Kabinett von Papen* Bd. 1, S. 114-115. Der Reichsminister für Ernährung und Landwirtschaft an den Reichskanzler z. Z. in Lausanne 22. 6. 1932, in: *Ebenda*, S. 115-117. Ministerbesprechung vom 24. 6. 1932, in: *Ebenda*, S. 126-127.

(21) Aufzeichnung Grieser, in: BA Berlin-Lfd, R3901/20638.

(22) Ministerbesprechung vom 21. 7. 1932, in: *Das Kabinett von Papen* Bd. 1, S. 285-289.

(23) 大島　前掲論文　二八頁。

(24) Ministerbesprechung vom 28. 7. 1932, in: Das *Kabinett von Papen* Bd. 1, S. 331-333.

(25) 大島　前掲論文　二九頁。

(26) 大島　前掲論文　二九頁。

(27) Ministerbesprechung vom 26. 8. 1932, 11: 30 Uhr, in: *Das Kabinett von Papen* Bd. 1, S. 445-447.

(28) Ministerbesprechung vom 26. 8. 1932, 16: 30 Uhr, in: *Das Kabinett von Papen* Bd. 1, S. 448-450.

(29) Verordnung des Reichspräsidenten zur Belebung der Wirtschaft. Vom 4. 9. 1932, in: *RGBl* Jg. 1932 Teil I S. 426-427. Karl Schiller, *Arbeitsbeschaffung und Finanzierung in Deutschland*, Berlin 1936, S. 54-55.

(30) Plan des Reichsfinanzministers zur Entlastung der Wirtschaft durch Ausgabe von Steueranrechnungsscheinen, 27. 8. 1932, in: *Das Kabinett von Papen* Bd. 1, S. 455-456.

(31) 大島　前掲論文　三二頁。

(32) マクドナルド首相、スノーデン財務大臣は均衡財政政策をとり、積極的な雇用政策はおこなわなかったし（入江節次郎、高橋哲雄編『講座・西洋経済史（四）大恐慌前後』同文舘　一九八〇年、一六八頁）、フーヴァー大統領の財務長官メロンの恐慌解決策は、労働を清算し、株式を清算し、農家を清算し、不動産を清算することであった（B・M・フリードマン、地主敏樹、重富公生、佐々木豊訳『経済成長とモラル』東洋経済新報社　二〇一一年、二〇七頁）。

(33) Verordnung des Reichspräsidenten zur Belebung der Wirtschaft. Vom 4. 9. 1932. in: *RGBl* Jg. 1932 Teil I, S. 426-428. Verordnung zur Vermehrung und Erhaltung der Arbeitsgelegenheit. Vom 5. 9. 1932, in: *RGBl* Jg. 1932 Teil I, S. 433-435.

(34) Aufzeichnung des Ministerialrats Feßler über eine Besprechung mit dem Präsidenten des Deutschen Landgemeindetages Gereke, 5. 9. 1932, in: *Das Kabinett von Papen* Bd. 1, S. 513-516.

(35) Ministerbesprechung vom 2. 11. 1932, in: *Das Kabinett von Papen* Bd. 2, S. 849-851.

(36) 塚本健『ナチス経済』東京大学出版会　一九六四年、二五六―二六〇頁。

(37) Ministerbesprechung vom 18. 11. 1932, in: *Das Kabinett von Papen* Bd. 2, S. 967-969. Ministerbesprechung vom 25. 11. 1932, in: *Ebenda* Bd. 2, S. 1015.

(38) Tagebuchaufzeichnung des Reichsfinanzministers über Beratungen zur Regierungsbildung, 29. 11. 1932, in: *Das Kabinette von Papen* Bd. 2, S. 1030.

(39) Reichsfinanzministerium "Die Arbeitsbeschaffungsmaßnahmen der Reichsregierung 1932 bis 1935", in: BA Koblenz (jetzt BA Berlin-Lfd), R2/13716. Schiller, *a.a.O.*, S. 155.

(40) Grotkopp, *a.a.O.*, S. 115-116. Kroll, *a.a.O.*, S. 407-409. Wolffsohn, *a.a.O.*, S. 97.

(41) 栗原　前掲書、四五二―四五三頁。

(42) 山口定「ヴァイマル共和政の崩壊」『岩波講座・世界歴史二七』岩波書店　一九七一年、四七三頁。

栗原氏、山口氏の所見から想起されるのはボルヒャルト論争である。賃銀に関するボルヒャルトの説明を要約すれば、ワイマール共和国の賃銀は相対的に高かった、それが企業の投資と成長にマイナスとなり高い失業率の原因になった、というものである。これに対してボルヒャルト批判は、ワイマール共和国では賃銀の上昇は生産性の向上よりは相対的に低位にあり、成長の阻害要因は外資導入のために設定された高利子率である、と反論した。

高賃銀が資本形成の促進と経済成長を妨げ、その結果、失業を生じたというボルヒャルトの指摘は、経済現象の因果関係の説明としておかしくない。ボルヒャルト批判の挙げる高利子率もまた然りである。高賃銀と高利子率が資本形成の促進を妨げ、経済成長に下振効果をもたらす蓋然性はともに認められ、どちらがドイツ経済の資本形成によりドミナント・ネガティヴな影響を与えたのかということは、このさい容易に確定できそうにない。

そこでこの論議はひとまず擱くとしても、パーペン内閣期には世界恐慌下の生産不振と大量失業が、ドイツ経済にとって所与の前提であった。とすれば、物価や家賃が低下する状況のもとで、協約賃銀を引き下げることは経済的に不合理なことではない。賃銀と物価に関するコーポラティズム協約は、眼下の経済状態に応じて弾力的に運用されるのが適当と思われる（前掲拙稿「両大戦間期デフレ政策の評価をめぐって」一九八―二一〇頁）。ただし、パーペン政府が協約賃銀の引下げをおこなったことに政治的な意味合いがあるならば、それは別の問題として議論しなければならないであろう。

(43) Peter Lindert, *Growing Public. Social Spending and Economic Growth since the Eighteenth Century* Vol. 1, Cambridge UP 2004, pp. 12-13.

(44) 加藤　前掲書　四四八頁。

(45) Allgemeine Verwaltungssachen, Dienstausweise der Reichskommissar für Arbeitsbeschaffung Bd. 1 Dez. 1932-Apr. 1933, in: BA Berlin-Lfd, R3905/1100.

(46) Marcon, *a.a.O.*, S. 239.

(47) Marcon, *a.a.O.*, S. 242.

(48) Der Präsident des Deutschen Städtetages Murelt an den Reichskanzler, 3. 12. 1932, in: *Akten der Reichskanzlei Weimarer Republik. Das Kabinett von Schleicher*, S.

9.

(49) Empfang von Vertretern des Allgemenen Deutschen Gewerkschaftsbundes und des Allgemeinen Freien-Angestellten-Bundes beim Reichspräsidenten, 21. 1. 1933, in: *Das Kabinett von Schleicher*, S. 278-281.

(50) Rundfunkrede des Reichskanzlers, 15. 12. 1932, in: *Das Kabinett von Schleicher*, S. 103-105.

(51) Sitzung des Ausschu ßes der Reichsregierung für Arbeitsbeschaffung, 19. 12. 1932, in: *Das Kabinett von Schleicher*, S. 131-132. Aufzeichinung des Reichsbankpräsidenten über eine Besprechung in der Reichsbank betreffend Arbeitsbeschaffungsprogramm, 21. 12. 1932, in: *Ebenda*, S. 138-140. Sitzung des Ausschu ßes der Reichsregierung für Arbeitsbeschaffung, 21. 12. 1932, in: *Ebenda*, S. 152-153. Rundfunkrede des Reichskommisars für Arbeitsbeschaffung Gereke, 23. 12. 1932, in: *Ebenda*, S. 159-160.

(52) Durchführungsbestimmungen zur Arbeitsbeschaffung. Vom 6. 1. 1933, in: *RGBl* Jg. 1933 Teil I, S. 11-13.

(53) Verordnung der Reichspräsidenten über finanzielle Maßnahmen auf dem Gebiet der Arbeitsbeschaffung. Vom 28. 1. 1933, in: *RGBl* Jg. 1933 Teil I, S. 31.

(54) Sitzung des Ausschu ßes der Reichsregierung für ländliche Siedlung, 31. 12. 1932, in: *Das Kabinett von Schleicher*, S. 170-175.

(55) Der Präsidennt und der Geschäftsführende Direktor des Reichs-Landbundes an den Reichsminister für Ernährung und Landwirtschaft, 6. 1. 1933, in: *Das Kabinett von Schleicher*, S. 194-195. Der Präsident der Landwirtschaftskammer Pommern von Flemming-Paatzig an den Reichskanzler, 7. 1. 1933, in: *Ebenda*, S. 196-199. Empfang des Präsidiums des Reichs-Landbundes durch den Reichapräsidenten, 11. 1. 1933, in: *Ebenda*, S. 206-208. Besprechung des Reichskanzlers, des Reichsernährungsministers und des Reichswirtschaftsmi nisters mit Vertreten des Reichs-Landbundes unter Vorsitz des Reichspräsidenten, 11. 1. 1933, in: *Ebenda*, S. 208-214.

(56) Sitzung des Ausschußes der Reichsregierung für Arbeitsbeschaffung, 24. 1. 1933, in: *Das Kabinett von Schleicher*, S. 295-296.

(57) Marcon, *a.a.O.*, S. 242-243.

(58) "Die Arbeitsbeschaffungsmaßnahmen der Reichsregierung 1932 bis 1935", in: BA Berlin-Lfd, R2/13716. Schiller, *a.a.O.*, S. 15.

(59) William Patch, *Heinrich Brüning and the Dissolution of the Weimar Republic*, Cambridge UP 1998, pp256-259.

(60) Wolfgang Heibich, Die Reparationen in der Ära Brüning, Berlin 1962, S. 54-59. Albrecht Ritschl, *Deutschlands Krise und Konjunktur 1924-1934*, Berlin 2002, S. 159.

(61) "Die Arbeitsbeschaffungsmaßnahmen der Reichsregierung 1932-1935", in: BA Berlin-Lfd, R2/13716. Karl

Schiller, *a.a.O.*, S. 107-122.

(62) 大島　前掲論文、三九―四四頁。